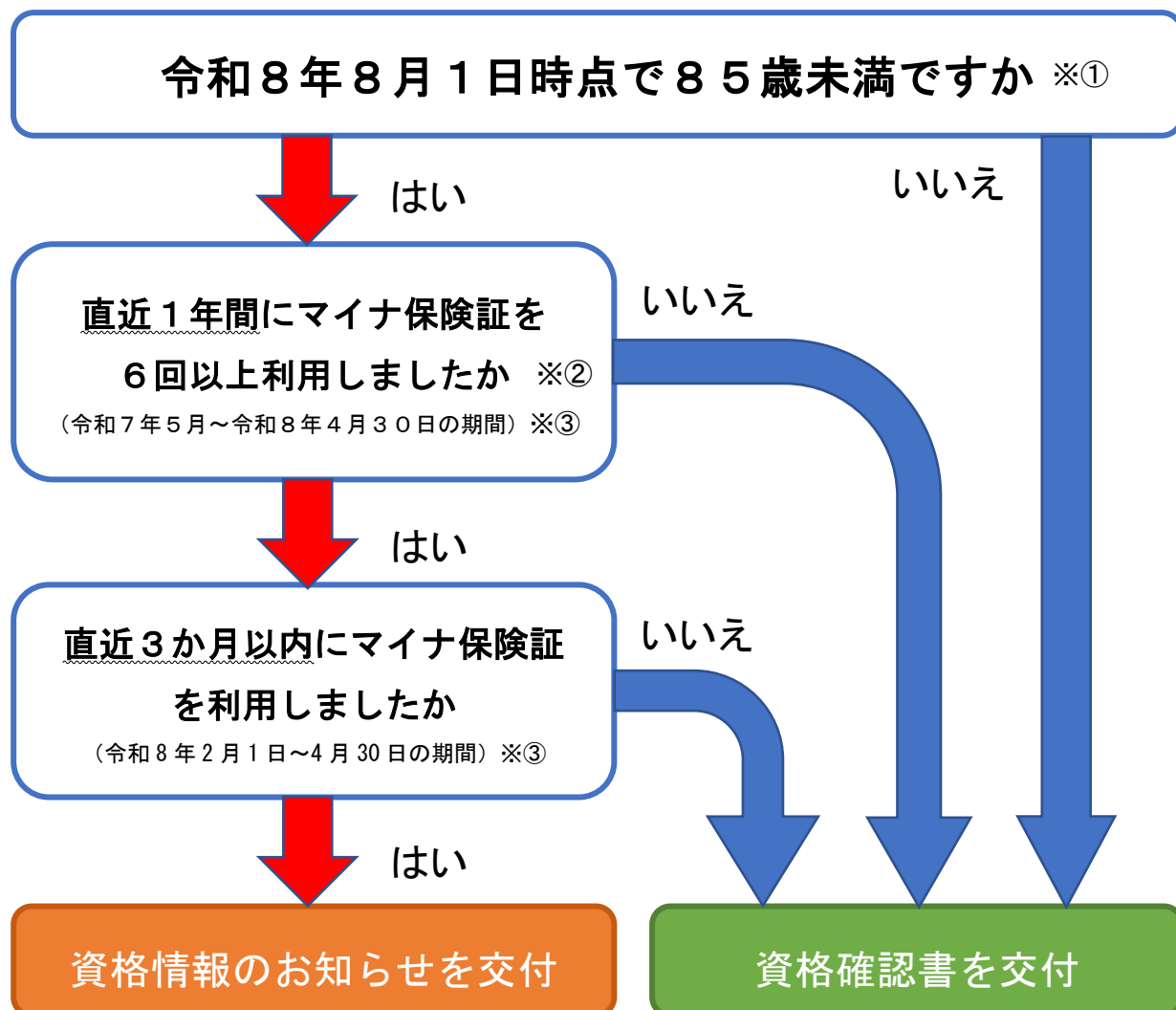


## 資格確認書・資格情報のお知らせ交付について

令和8年8月より、マイナ保険証の利用状況に応じて、交付物が資格確認書・資格情報のお知らせに分かれます。判定については、以下の通りです。



(注) 転居等により、再判定が行われ、交付物が切り替わる場合があります。交付後に85歳になった、マイナ保険証の利用回数を満たした等の理由のみで交付物が切り替わることはありません。

- ※① 転居等で再度交付される場合は交付日が基準日になります。
- ※② 受診時と薬局等でそれぞれマイナ保険証を利用した場合、2回分の利用になります。
- ※③ 8月1日交付分は4月末までのデータで集計しています。集計期間は交付日により異なります。

裏面につづく

## Q & A

Q. 資格情報のお知らせとはなんですか。

A. マイナンバーカードのオンライン資格確認が使用できない場合に、一緒に提示いただくことで保険診療を可能にするものです。

Q. 資格確認書と何が違いますか。

A. 資格確認書は、それ単体での保険診療が可能です。

資格情報のお知らせは、それ単体での診療はできず、マイナンバーカードとあわせて提示することで、保険診療が可能になります。資格情報のお知らせを交付された方は、原則としてマイナンバーカードを利用させていただきます。

Q. 資格確認書がほしい場合、どんな手続きが必要ですか。

A. 山形市役所 1 階 9 番窓口へ、「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」を提出いただくことで、交付が可能になります。

※令和 8 年 8 月 1 日以降は、マイナ保険証の解除とあわせて「後期高齢者医療資格確認書交付申請書」の提出が必要になります。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

山形市役所 国民健康保険課 高齢者医療係 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目 3 番 2 5 号 (市役所 1 階 9 番窓口) TEL 023-641-1212 内線 353・359
--